

あなたのそばにある えん罪

～袴田事件に学ぶ～



講師

弁護士 **小川 秀世** 氏

(袴田事件弁護団事務局長)

2024 **10/31** (木) 午後 **6:00** 開場 午後 **6:30** 開演

立川市女性センター

アイム・1階ホール **入場無料**



M E S S A G E

無実の人を処罰してしまう「えん罪」は、国家による最大の人権侵害です。これを無くすためには、一度確定した有罪判決に誤りがある場合にその裁判のやり直しを行う「再審」が最後の砦となりますが、再審法は、多くの問題点が指摘されているながら施行から75年にわたり一度として改正されていません。そのため、えん罪被害者の方は長年にわたるたたかいを強いられ、速やかな法改正を求める声が全国各地であがっています。

近時、再審事件として話題となった「袴田事件」は、事件発生から58年以上、静岡地裁の再審開始決定からも10年以上の時間を経て本年9月の判決を迎えるに至ったもので、再審法のもつ問題点を改めて浮き彫りにしました。今年の「三多摩憲法のつどい」では、袴田事件弁護団の事務局長であり、メディア等でもこの問題を発信されている弁護士の小川秀世氏を講師に招き、袴田事件の判決までのたたかいの経過と再審法改正や刑事司法のあり方など、今後の展望をお話いただきます。また、えん罪の問題に取り組まれている方々のリレートークも企画しています。

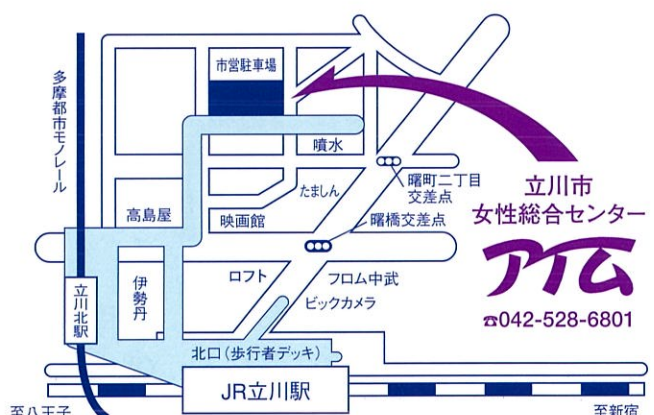
個人の尊厳を究極の価値とする日本国憲法のもと、絶対にあってはならない「えん罪」の根絶を実現するために、私たち一人一人ができることを考えてみましょう。

お知らせ 開演後、すぐに小川氏のご講演となります。

講師

小川 秀世氏

1984年弁護士登録後間もなく、袴田事件弁護団に参加
ミランダの会設立メンバー、静岡県弁護士会刑事弁護センター委員長、日弁連刑弁センター幹事、日弁連取調べ可視化実現本部委員、袴田事件弁護団事務局長等



(連絡先)

2024 三多摩憲法のつどい実行委員会

〒190-0014 立川市緑町4-4 立川北口薬局ビル4階 三多摩法律事務所内 Tel.042-524-4321 Fax.042-524-4093